

鹿屋市市民の声直行便要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市市民の声直行便要綱（令和元年鹿屋市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関し、」を「ついて」に、「反映と」を「反映及び」に改める。

第2条中「第3条」を「次条」に、「手段」を「方法」に改める。

第3条中「もの」を「者」に改め、同条第1号中「投函」を「投函^{かん}」に改め、同条第2号中「宛」を「宛て」に改める。

第4条第1項中「受理する」を「受け付ける」に改め、同条第2項中「市民の声直行便を」を「受け付けた市民の声直行便の件名又は概要等を」に、「登録」を「記入」に改める。

第5条第2項中「の処理」を削る。

第6条中「認める時」を「認めたとき」に、「、「委員会」」を「「委員会」」に、「市民の声直行便の」を「その」に改める。

第12条第1項中「、「提出者」を「、「市民の声を提出した者（以下「提出者」という。）」に、「提出者へ」を「提出者に」に改め、同条第2項中「受理した」を「受け付けた」に改め、同項第1号中「住所、氏名」を「氏名、住所」に改め、同項第3号中「又は団体等」を「、「団体等」に、「誹謗」を「誹謗^{ひぼう}」に改める。

第13条ただし書中「情報に」を「不開示情報に」に改める。

別記第1号様式中「や対応状況」を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第3号様式中「受理」を「受付」に、「回答内容」を「対応方針案」に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

鹿屋市長

（公 印 省 略）

市民の声直行便の回答について

件 名 又は概要		
市民の声直行便の内容	回答（担当課：	課）

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。